

大和市条例第12号

大和市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第12号

大和市特別会計条例の一部を改正する条例

大和市特別会計条例（昭和43年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の各号」を削り、「とその」を「及び」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第1条の規定は、令和2年度以降の収入、支出及び決算について適用し、令和元年度大和市渋谷土地地区画整理事業特別会計の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

3 令和元年度大和市下水道事業特別会計の剰余金は、令和2年度大和市下水道事業会計の収入に編入するものとする。

4 令和元年度大和市渋谷土地地区画整理事業特別会計の剰余金は、令和2年度大和市一般会計の歳入に編入するものとする。